

学位論文等審査基準

【博士前期課程(修士)】

修士論文または特定の課題についての研究成果(以下「特定課題」という。)は、大学院担当教員2名以上の審査委員によって、審査され評価が行われます。論文、特定課題そのものはもちろん、完成に至るプロセスも評価され、総合的に評価されます

なお、審査にあたっては、次のような評価項目を設け評価します。

1. 修士論文

- (1) テーマの適切性：研究テーマは明確で適切であるか
- (2) 先行研究の把握：先行研究が十分に理解され、検討されているか
- (3) 新規性：先行研究の理解をふまえ、独自のデータを提示するなど、研究テーマの発展に貢献する内容を
含んでいるか
- (4) 実証性：研究テーマについて構成が的確で、一貫した論旨が展開されているか
- (5) 論証の健全性：倫理的配慮がなされ、結果の明晰な考察ができていますか

2. 特定課題

- (1) 課題の適切性：研究課題は明確で適切であるか
- (2) 先行研究の把握：先行研究が十分に理解され、検討されているか
- (3) 研究方法の妥当性：目的達成のための研究・分析の方法が適切であるか
- (4) 発展性と独創性：研究の内容や方法が一定の発展性と独創性を有しているか
- (5) 研究の健全性：倫理的配慮がなされ、結果の明晰な考察ができていますか

【博士後期課程(博士)】

博士論文は、大学院担当教員3名以上の審査委員によって、審査され評価が行われます。
提出された論文を次のような評価項目を設け評価します。

- (1) テーマの適切性：研究テーマは明確で適切であるか
- (2) 先行研究の把握：先行研究が十分に理解され、検討されているか
- (3) 独創性：研究テーマの発展に貢献する独創的なアイデアが示されているか
- (4) 実証性：研究テーマについての経験的証拠が論文の中で十分に示されているか
- (5) 論証の健全性：結果の明晰な考察ができていますか

文星芸術大学大学院学位論文審査細則

(趣旨)

第1条 この細則は、文星芸術大学学位規程（以下「学位規程」という。）第23条の規定に基づき、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）及び博士論文の審査等に関し必要な事項を定める。

(学位論文等を提出できる者)

第2条 修士の学位論文を提出できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前期課程に2年以上在学する者で、文星芸術大学大学院研究科履修規程（以下「履修規程」という。）第6条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者。又は論文提出日の属する学年末までに所定の単位を修得する見込み者で、かつ、必要な研究指導を受けた者。
 - (2) 前期課程に1年以上在学する者で、研究科委員会が文星芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条第1項ただし書きに該当すると認めた者。
- 2 博士の学位論文を提出できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 後期課程に3年以上在学する者で、履修規程第6条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者。又は論文提出日の属する学年末までに所定の単位を修得する見込み者で、かつ、必要な研究指導を受けた者。
 - (2) 後期課程に1年以上在学する者で、研究科委員会が大学院学則第19条の2第1項ただし書きに該当すると認めた者。
 - (3) 前各号に掲げる者以外の者で相応の実績がある（業績が顕著である）と認められる者

(論文等作成の申出)

第3条 修士論文等を提出しようとする者は、研究計画書（共通様式1）を指導教員に提出し、指導を受けなければならない。また、2年次は次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 修士論文題目届（前期様式1-1）または特定課題研究題目届（前期様式1-2）。
 - (2) 論文の要旨（共通様式2）。ただし、特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究成果」という。）による者は除く。
- 2 博士論文を提出しようとする者は、研究計画書（共通様式1）を指導教員に提出し、指導を受けなければならない。また2年次の前期終了時まで次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
- (1) 博士論文題目届（後期様式1）。
 - (2) 論文の要旨（共通様式2）。
- 3 第1項第1号及び第2項第1号の書類を提出後、変更が生じた場合は、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
- (1) 修士論文題目変更届（前期様式2-1）または特定課題研究題目変更届（前期様式2-2）。
 - (2) 博士論文題目変更届（後期様式2）

(学位申請に係る論文)

第4条 学位規程第3条第3項の規定に基づく博士論文の学位予備申請及び学位申請が提出されたときは、研究科長は、直ちに研究科委員会に諮り、審査委員を指名するものとする。

- 2 学位規程第3条第4項の規定に基づく博士論文（以下「学外者の博士論文」という。）が学長から付託されたときは、研究科長は、直ちに研究科委員会に諮り、審査委員を指名するものとする。
- 3 指名された審査委員は、当該論文に係る予備審査又は学位審査を行うものとする。

(指導及び予備審査の方法)

第5条 第3条第1項に規定する指導は、修士論文の作成方法等並びに修士作品の制作に関して行う。

- 2 第3条第2項に規定する指導は博士論文の作成方法等並びに関連する作品等に関して行う。また、予備審査は、博士論文の要旨、論文目録及び発表した学術論文等の提出を求め、博士論文提出要件充足の有無及び内容、博士論文の完成度などに留意して行うものとする。

3 予備審査の判定は、審査委員の合議による。

(学位論文等の提出)

第6条 修士論文等を提出する者は、指導教員の承認を得た後、修了年度の10月末日までに次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。また、提出数は審査委員数及び保存用1部とする。

- (1) 修士論文審査申請書（前期様式3-1）または特定課題審査申請書（前期様式3-2）
- (2) 修士論文又は特定課題研究成果
- (3) 論文の要旨（特定課題研究成果による者は除く。）（共通様式2）
- (4) 電子媒体

2 学位規程第3条第3項による博士論文を提出する者は、3年次の5月末日までに予備申請を行い、10月末日までに学位申請を行うものとする。

3 予備審査及び学位審査は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。また、提出数は審査委員数及び保存用1部とする。

- (1) 博士学位授与申請書（後期様式3）
- (2) 博士論文
- (3) 論文の要旨（共通様式2）
- (4) 論文等の目録
- (5) 履歴書
- (6) 研究業績書
- (7) 発表した学術論文等
- (8) 参考となる作品等
- (9) 電子媒体

4 博士論文の要旨は、2000字以内に、内容骨子を明確に説明したものでなければならない。

5 論文等目録には、提出する博士論文及び研究作品のほか、既に発表してある論文等についてその題目、発表年月、掲載誌等を記載するものとする。

6 学位規程第3条第4項の規定により博士論文を提出しようとする者は、第3項の書類のほか、博士学位授与申請書（後期様式4）及び戸籍抄本1部を学長に提出するものとする。

(学位論文審査手数料)

第7条 学位規程第5条第3項に規定する学位論文審査手数料は、200,000円とする。

2 受理した学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査委員の構成)

第8条 審査委員は、審査する学位論文等ごとに置くものとし、修士論文等を審査する委員は、教授を含む2名以上で、博士論文を審査する委員は、教授を含む3名以上で審査することを原則とする。

2 研究科委員会は、博士論文の審査のために必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 審査委員は、研究科委員会の承認を得て、他の大学院又は研究所等の教員、研究者の協力を得ることができる。

(博士論文の公聴会)

第9条 審査委員は、博士論文の公聴会を開催するものとする。

2 審査委員は、公聴会の開催日程等を原則として公聴会開催日の1週間前までに提出者に通知するとともに、学内に告示するものとする。

(学位論文等の公開)

第10条 審査委員は、審査開始後公聴会終了までの期間、学位論文を博士後期課程担当教員が閲覧できるよう措置する。

2 学位論文の内容等に関して意見がある場合は、公聴会終了までの間に審査委員に意見を申し出ることができる。

(学力の確認)

第11条 学外者の博士論文に係る学力の確認は、当該博士論文の審査を行う審査委員が行う。

2 審査委員は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文に関連する分野の科目（外国語を含む）について、口述又は筆記により行うものとする。

3 審査委員は、学力の確認にあたって必要があると認めるときは、当該論文に関連する分野の教員を加えることができる。

(審査結果の判定)

第12条 論文等審査及び最終試験等の結果、合格又は不合格の評価判定は審査委員の合議による。

(単位未取得者)

第13条 単位不足により修了の要件を満たさなかった者は、学位申請取下願（共通様式3）を研究科長に提出するものとする。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、学位論文等の審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 文星芸術大学大学院芸術研究科博士後期課程学位論文の審査等に関する取扱内規（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

前期様式1-1	年 月 日
修士論文題目届	
芸術研究科長 殿	芸術研究科 美術専攻 学籍番号 氏 名 ㊞
修士論文題目	
指導教員 ㊞	

前期様式1-2	年 月 日
特定課題研究題目届	
芸術研究科長 殿	芸術研究科 美術専攻 学籍番号 氏 名 ㊞
特定課題研究題目	
指導教員 ㊞	

前期様式2-1

年 月 日

修士論文題目変更届

芸術研究科長 殿

芸術研究科 美術専攻 博士前期課程
学籍番号
氏 名

㊞

変更前の題目

変更後の題目

変更理由

指導教員

㊞

前期様式2-2

年 月 日

特定課題題目変更届

芸術研究科長 殿

芸術研究科 美術専攻 博士前期課程
学籍番号
氏 名

㊞

変更前の題目

変更後の題目

変更理由

指導教員

㊞

前期様式3-1

年 月 日

修士論文審査申請書

芸術研究科長 殿

芸術研究科 美術専攻 博士前期課程
学籍番号
氏 名

㊞

このたび修士（芸術）の学位を受けたく、学位申請の審査を申請いたします。

修士論文題目

指導教員

㊞

前期様式3-2

年 月 日

特定課題審査申請書

芸術研究科長 殿

芸術研究科 美術専攻 博士前期課程
学籍番号
氏 名

㊞

このたび修士（芸術）の学位を受けたく、学位申請の審査を申請いたします。

特定課題題目

指導教員

㊞

後期様式1

年 月 日

博士論文題目届

芸術研究科長 殿

芸術研究科 美術専攻
学籍番号
氏 名

㊞

博士論文題目

指導教員

㊞

後期様式2

年 月 日

博士論文題目変更届

芸術研究科長 殿

芸術研究科 美術専攻 博士後期課程
学籍番号
氏 名

㊟

変更前の題目

[Empty box for previous title]

変更後の題目

[Empty box for new title]

変更理由

[Empty box for reason]

指導教員

㊟

後期様式3

教務課	年 月 日
受付	第 号

博士学位授与申請書（予備申請・本申請）

芸術研究科長 殿

年 月 日 申請

申請者	学籍番号	フリガナ	
	本籍・国籍	氏 名	
		生年月日	
論文等の種類		博士論文	
論文・作品題目（外国文の場合は活字体で記入し、その日本語訳を添えること）			
研究指導教員の承認			
上記の課程博士学位授与申請書を承認します。			
年 月 日			
研究指導教員		氏名	㊟

後期様式 4

教務課 受付	第	年	月	日
-----------	---	---	---	---

博士学位授与申請書

芸術研究科長 殿

年 月 日 申請

申請者	本籍・国籍	フリガナ	
		氏名	
		生年月日	
論文等の種類		博士論文	
論文・作品題目（外国文の場合は活字体で記入し、その日本語訳を添えること）			

共通様式 1

研究計画書

学籍番号		氏名	Ⓔ
主指導教員	Ⓔ	指導教員	Ⓔ

研究科目 (研究テーマ)	
-----------------	--

研究計画

共通様式2

年 月 日

指導教員 様

芸術研究科 美術専攻

学籍番号

氏 名

㊞

論文を提出したいので、ご指導くださるようお願いいたします。

論文の要旨

論 文 題 目	
要旨	

(注) 和文2,000字または英文800語以内

続紙 有 無

共通様式3

学位申請取下願

年 月 日

文星芸術大学研究科長 殿

芸術研究科 美術専攻

審査委員

㊞

下記の理由により、学位申請を取り下げたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

申請者	学籍番号	
	氏 名	㊞
論文題目		
取下理由		

文星芸術大学大学院博士前期課程における 修士論文審査に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文星芸術大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条に規定する修士論文の審査に関しての取扱いについて定める。

(申請)

第2条 修士論文の審査を希望する者は、研究科が定める手続による承認を受けた上、修士論文審査申請書を研究科長に提出するものとする。

2 前項に規定する修士論文審査の申請時期は、当該学生の修了年次の10月とする。

(審査方法)

第3条 研究科委員会は、修士論文の審査及びこれに関する試験等を実施するため、研究指導教員2名以上からなる審査委員会を組織する。ただし、必要に応じて他大学教員又は研究所の研究員等を審査員に加えることができる。

(審査基準)

第4条 修士論文における審査基準については、審査評価の厳格化の視点から、次に掲げるものとする。

- (1) テーマの適切性：研究テーマは明確で適切であるか
- (2) 先行研究の把握：先行研究が十分に理解され、検討されているか
- (3) 新規性：先行研究の理解をふまえ、独自のデータを提示するなど、研究テーマの発展に貢献する内容を含んでいるか
- (4) 実証性：研究テーマについて構成が的確で、一貫した論旨が展開されているか
- (5) 論証の健全性：倫理的配慮がなされ、結果の明晰な考察ができているか

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、研究科委員会が行う。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

文星芸術大学大学院博士前期課程における 特定の課題についての研究成果の審査に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文星芸術大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条に規定する特定の課題についての研究成果（以下「特定課題」という。）の審査に関しての取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において「特定課題」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 作品制作過程の記録と作品
- (2) フィールドワークによる調査報告
- (3) データの専門的処理
- (4) その他研究科等において認めた研究

(申請)

第3条 特定課題の審査を希望する者は、研究科が定める手続による承認を受けた上、特定課題審査申請書を研究科長に提出するものとする。

2 前項に規定する特定課題の申請時期は、当該学生の修了年次の10月とする。

(審査方法)

第4条 研究科委員会は、特定課題の審査及びこれに関する試験等を実施するため、研究指導教員2名以上からなる審査委員会を組織する。ただし、必要に応じて他大学教員又は研究所の研究員等を審査員に加えることができる。

(審査基準)

第5条 特定課題における審査基準については、審査評価の厳格化の観点から、次に掲げるものとする。

- (1) 課題の適切性：研究課題は明確で適切であるか
- (2) 先行研究の把握：先行研究が十分に理解され、検討されているか
- (3) 研究方法の妥当性：目的達成のための研究・分析の方法が適切であるか
- (4) 発展性と独創性：研究の内容や方法が一定の発展性と独創性を有しているか
- (5) 研究の健全性：倫理的配慮がなされ、研究の明晰な考察ができているか

(事務の所管)

第6条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科委員会が行う。

附 則

この規程は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

文星芸術大学大学院博士後期課程における 博士論文審査に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文星芸術大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条の2に規定する博士論文の審査に関しての取扱いについて定める。

(申請)

第2条 博士の論文審査を希望する者は、研究科が定める手続による承認を受けた上、博士学位授与申請書を研究科長に提出するものとする。

2 前項に規定する博士論文審査の申請時期は、当該学生の修了年次の9月とする。

(審査方法)

第3条 研究科委員会は、博士論文の審査及びこれに関する試験等を実施するため、教授を含む3名以上からなる審査委員会を組織する。ただし、必要に応じて他大学院教員又は研究所の研究員等を審査員に加えることができる。

(審査基準)

第4条 博士論文における審査基準については、審査評価の厳格化の観点から、次に掲げるものとする。

- (1) テーマの適切性：研究テーマは明確で適切であるか
- (2) 先行研究の把握：先行研究が十分に理解され、検討されているか
- (3) 独創性：研究テーマの発展に貢献する独創的なアイデアが示されているか
- (4) 実証性：研究テーマについての経験的証拠が論文の中で十分に示されているか
- (5) 論証の健全性：結果の明晰な考察ができているか

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、研究科委員会が行う。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。